

春日部市長等の給料の額の特例に関する条例

市長及び種村隆久副市長（以下「副市長」という。）に支給する給料の額は、春日部市特別職の給与に関する条例（平成１７年条例第５０号）第３条各号の規定にかかわらず、市長にあつては令和２年４月１日から同年５月３１日までの間、副市長にあつては同年４月１日から同年４月３０日までの間においては、同条各号に規定する額から当該額の１００分の１０に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。